

山 監 第 N 3 1 0 4 - 2 5 号

平成 2 7 年 (2015 年) 3 月 3 0 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

## 記

### 1 措置の内容

別紙のとおり

平成26年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

## 1 出納室

[問題点 財務規則について]

資金前渡に係る財務規則の一部が不適切な状態にある。財務規則の一部を削除する改正を行われたい。

[改善措置]

指摘のあったとおり、予算の執行を年度開始前に行うことはできないと出納室では考えた。それならば、年度初日が市金庫休業日にあたるにも関わらず、公金を支出しなければならない理由ができた場合の処理をどのようにするのか実務提要等で調べたところ、新年度予算において精算払として処理するとの見解が示されていた。よって、そのような事務取扱をすることとして、山陽小野田市財務規則第71条を削除することで関係各課と調整を図ったが、実務提要にある精算払は実質立替払となり地方自治法に違反するため、そのような事務取扱はできないとの意見があり、第71条を削除するという意見の一致には至らなかった。